

「SGEC 文書 3」の「基準 5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手順

1 方針

アイヌの人々が居住している地域の森林管理に当たっては、アイヌ民族が独自の文化とアイデンティティを持つ先住民族であるとの認識のもと、森林に係るアイヌ文化を尊重することを基本とし、「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO 第 169 号）」及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の関連条項を尊重するとともに、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際法並びに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」等の国内法の関連条項を遵守し、国際的及び国内的な一般慣行が認められ、生成若しくは生成されつつある慣習法における権利に十分留意しつつ、FPIC（自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意）に従い、アイヌの人々の地域組織と協議を行うこととする。

2 認証審査プロセス

「基準 5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査においては、以下のプロセスにより、森林管理者が FPIC に従って公正に説明・協議を実施しているかを確認する。

- (1) 森林の管理者（以下「森林管理者」という。）は、当該地域に所在するアイヌの人々の地域組織をステークホルダー（利害関係者）として特定しなければならない。

地域組織の特定に当たっては、関係市町村や北海道アイヌ協会等の関係団体に照会する等、必要な調査を実施しなければならない。

- (2) 森林管理者は、前項で特定されたアイヌの人々の地域組織に対し、認証を取得する森林に係る森林管理計画（立木の伐採、林道開設等の計画）について、説明会若しくは通信手段等により説明し、協議しなければならない。また、森林管理者は、当該森林の管理に当たって、以下の事項について特に配慮しなければならない。
 - ① 当該森林内における狩猟、染料や食料とする草木採取等、アイヌの人々の慣習の保全。
 - ② 当該森林内におけるチノミシリ（祈りの場）等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。

③ その他当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。

＜参考資料＞ 北海道教育委員会

- ・ 国の指定・選定文化財一覧、北海道、市町村指定文化財一覧
- ・ アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧
- ・ アイヌ民族の遺跡リスト
- ・ (2) の配慮すべき事項に関係のあるその他のアイヌ関係資料

(3) 前項の協議がまとまらない場合は、市町村等の関係機関に助言等を求めると共に、必要に応じて現地調査、文献調査等を実施して補足説明を行う等、協議が公正にまとまるよう努めなければならない。

(4) 森林管理者は、アイヌの人々の地域組織との協議について、内容及び経緯を書面に記録し、保存しなければならない。なお、必要に応じて、双方が確認した書面を作成しなければならない。

注意書1: 本基準の認証審査手順に関しては、「PEFC国際規格の持続可能な森林管理－要求事項 (PEFC ST 1003:2010) 5.6.4 森林管理行為」に準拠するものとする。

注意書2: 本審査手順は、来年度以降も、認証審査実施状況及び関係者の意見を踏まえつつ更に検討することとする。

附則

1 2016年10月14日制定 施行

2 2017年9月26日制定 施行

但し、2018年3月31日まで移行期間することができる。